

福井県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和7年8月22日

福井県監査委員 大森 哲男
同 笹原 修之
同 五十嵐 昌子
同 伊藤 和弘

1 審査の対象

令和6年度福井県内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和6年度福井県内部統制評価報告書の審査は、知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われたかといった観点から検証を行うものである。

3 審査の実施内容

令和6年度福井県内部統制評価報告書について、知事から報告を受け、「福井県監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和6年度福井県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続および評価結果に係る記載は概ね相当である。

5 審査の結果を踏まえた意見

内部統制制度が導入されて5年が経過する。今後とも、制度が形骸化することなく、確実に実施されるよう努められたい。

[参考]

(1) 総括

全248所属において業務レベルの評価を実施した結果、393件の不適事項の発生が確認された。いずれも県および県民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性が高いものまたは実際に生じさせたものではなく、「重大な不備」は認められなかった。

これらの不適事項の発生を認識した経緯については、各所属による自己点検等によるものは年々増加しているものの、依然として、相手方からの指摘や定期監査・会計検査等によるものも多く、自己点検の精度を高めていくことが望まれる。

[発見経緯別推移]

	不適事項件数	自所属 (自己点検等)	監査・会計 検査等	その他
R6	393	211 (54%)	123 (31%)	59 (15%)
R5	370	175 (47%)	104 (28%)	91 (25%)
R4	377	168 (45%)	143 (38%)	66 (17%)

(2) 自己点検の取組結果について

各所属において年2回の自己点検が実施されているが、入札や契約事務、補助金の交付手続などにおいて、毎年、同様の誤りが発生している。

また、自己点検で把握されていない不適事項が定期監査により多数確認されているが、不適事項とされたものには、所属内の内部統制が有効に機能していれば未然に防止できたものも多いと考えられる。